

山梨県公報

第二千七百十六号

平成二十九年

七月二十七日

木曜日

目次

○道路の供用開始……………五五一

○一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことの認定……………五五一

○土地区画整理組合の解散認可……………五五一

○外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議……………五五一

告示

山梨県告示第二千三百一十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十九年八月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月二十七日

山梨県知事 後藤 斎

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	富士吉田西 桂線	富士吉田市上暮地一丁目三〇一 三番一地从 富士吉田市上暮地字五名米倉一 〇六番一地从先まで	二九九・〇	平成二十九年七月二十七日

山梨県告示第二千三百二十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第一項の規定により一団地内

に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定したので、同条第八項の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年七月二十七日

山梨県知事 後藤 斎

一 認定番号 山梨県指令建住第八百六十二号一

二 認定対象区域 甲斐市龍地字袋間三千七百二十六番一、三千七百二十六番二、三千七百二十六番三及び三千七百四十一番一

三 認定対象区域等を表示した図書の縦覧場所 山梨県土木整備部建築住宅課

公告

●土地区画整理組合の解散認可

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第四十五条第二項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の解散を認可した。

平成二十九年七月二十七日

山梨県知事 後藤 斎

一 組合の名称 昭和町常永土地区画整理組合

二 事務所所在地 中巨摩郡昭和町押越五百四十二番地二昭和町役場内

三 解散認可の年月日 平成二十九年七月二十一日

監査委員

山梨県監査委員告示第五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十二第二項の規定により、包括外部監査人三神治彦の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったので、次のとおり告示する。

平成二十九年七月二十七日

山梨県監査委員 佐藤 佳臣

同 小泉 久司

同 渡邊 英機

同 浅川 力三

補助する者の氏名

補助する者の住所

補助できる期間

池田 理恵	山梨県甲府市上石田二丁目三〇番三八号 グランヴィ上石田四一三三号	平成二十九年七月二十七日 平成三十年三月三十一日
大田和 俊彦	神奈川県小田原市桑原六七番地の一	平成二十九年七月二十七日 平成三十年三月三十一日
小笠原 亘	山梨県南アルプス市十五所四四番地	平成二十九年七月二十七日 平成三十年三月三十一日
尾方 智紀	山梨県甲府市下飯田一丁目六番二二三号 ヒカワフラット二〇二号	平成二十九年七月二十七日 平成三十年三月三十一日
五味 さち子	山梨県甲府市青沼二丁目一五番九号	平成二十九年七月二十七日 平成三十年三月三十一日
末木 徳夫	山梨県甲府市大里町一九五六番地五	平成二十九年七月二十七日 平成三十年三月三十一日
鈴木 尚道	神奈川県川崎市高津区北見方二丁目六番二二―三五七号	平成二十九年七月二十七日 平成三十年三月三十一日
鈴木 博之	山梨県北杜市長坂町中丸一九九六番地一	平成二十九年七月二十七日 平成三十年三月三十一日
竹花 直子	長野県岡谷市湖畔二丁目一二番二九号	平成二十九年七月二十七日 平成三十年三月三十一日
藤原 徳仁	山梨県富士吉田市上吉田三丁目四番一五号	平成二十九年七月二十七日 平成三十年三月三十一日
前田 安正	山梨県都留市下谷四丁目四番三	平成二十九年七月二十七日

守屋 和徳	神奈川県平塚市西八幡二丁目二番六号	平成二十九年七月二十七日 平成三十年三月三十一日
松野 俊一	山梨県甲府市寿町一二番四号	平成二十九年七月二十七日 平成三十年三月三十一日
	二号	平成三十年三月三十一日